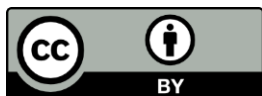


月刊 JPCOAR Vol.6

デジタルアーカイブとメタデータ流通 令和4年3月22日（火）14時～16時

JPCOARスキーマ デジタルアーカイブ対応方針



東京学芸大学附属図書館

JPCOARコンテンツ流通作業部会 メタデータチーム

瀬川 結美

JPCOARスキーマおさらい

- JPCOARスキーマとは？

メタデータを流通させることを目的とした、
機関リポジトリ等のメタデータ記述形式を
定めたもの

- junii2の後継スキーマとして2017年に策定、
JAIR Cloud (WEKO3) で適用予定

- 2022年3月3日

「JPCOARスキーマVersion 2.0策定方針」を発表 ← **本日の話題**

<https://doi.org/10.34477/0002000146>

(※本日の話題提供はデジタルアーカイブに関する事項に絞っています)



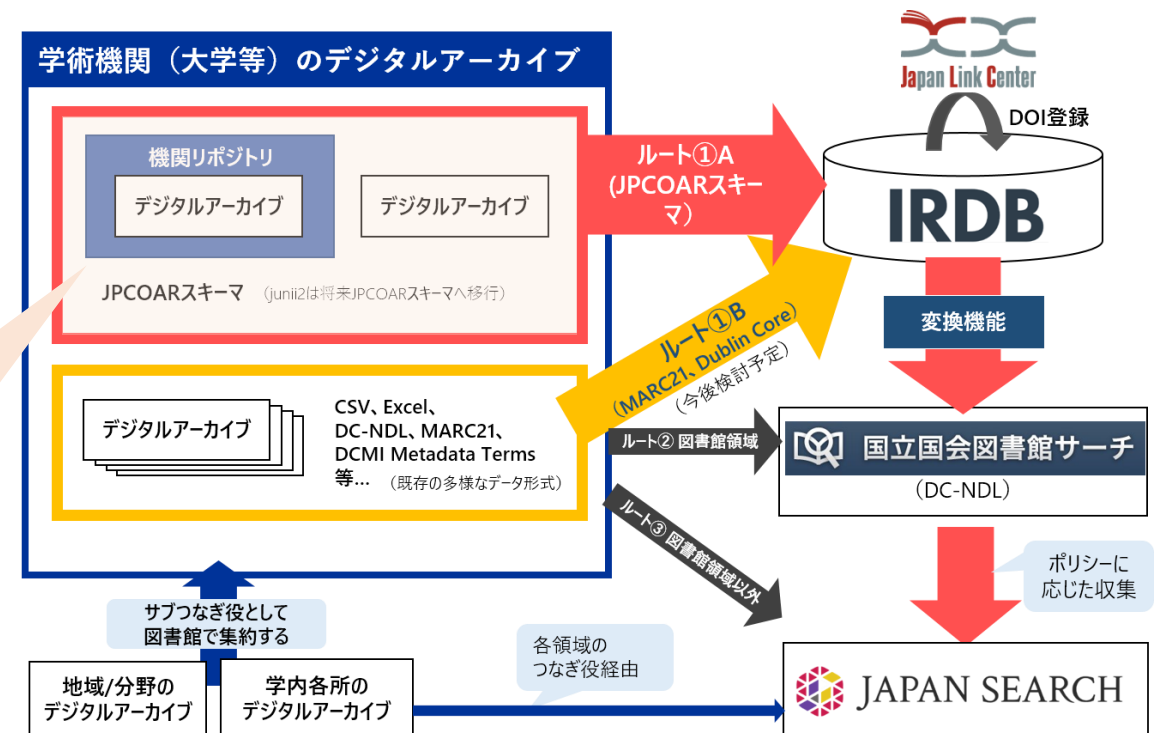
[JPCOARスキーマガイドライン
https://schema.irdb.nii.ac.jp/ja](https://schema.irdb.nii.ac.jp/ja)

Version 2.0策定により目指すところ

デジタルアーカイブを**IRDB**および**国立国会図書館サーチ**を介して
ジャパンサーチに受け渡す流通経路を構築する

散在した状況にあるデジタルアーカイブの
一つの集約先として、ジャパンサーチに着目
(「これからの学術情報システムのメタデータ収集・作成方針
について(案)【ドラフト版】」2022.2.18)

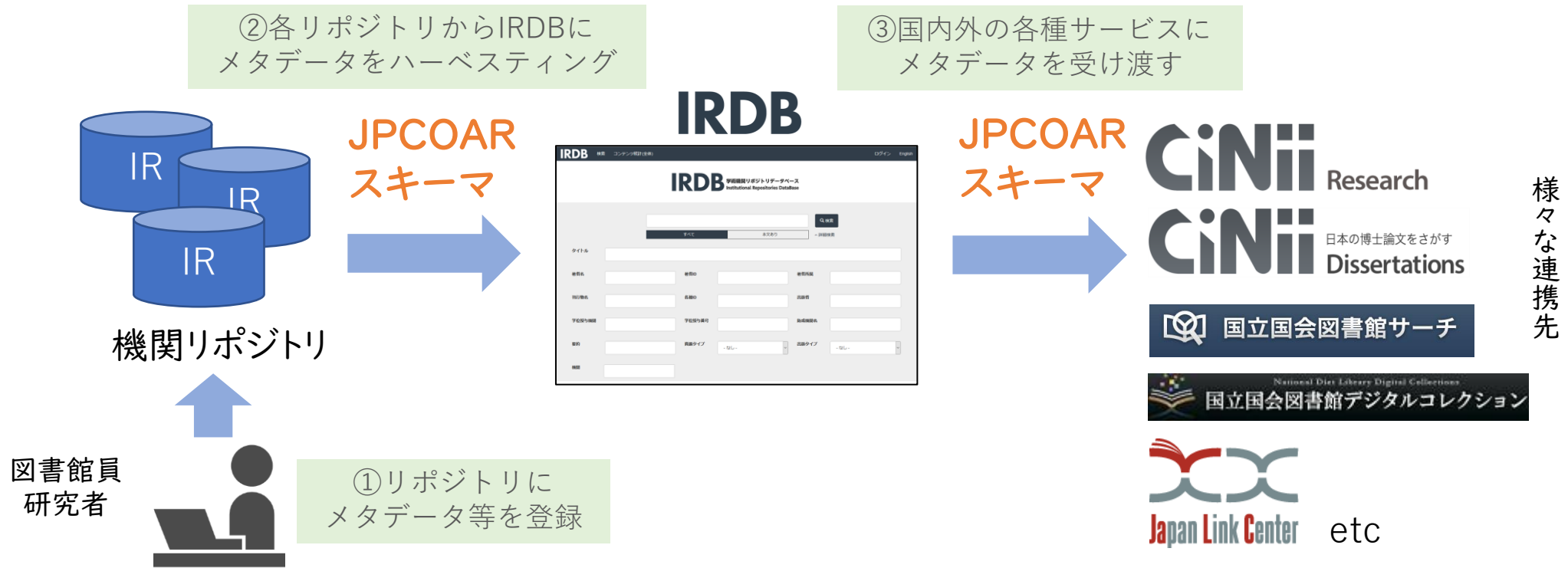
学術機関(大学等)の
機関リポジトリ、
デジタルアーカイブシステムのメタデータは
JPCOARスキーマに対応することによって
流通経路に乗る(ルート①A)



《目指していくデジタルアーカイブ流通経路》

Version 2.0策定により目指すところ

学術成果物について構築してきた流れ



この流れをデジタルアーカイブのメタデータ流通に活用する

→JPCOARスキーマを見直し、デジタルアーカイブに必要な改訂を行う

Version 2.0策定の基本方針

デジタルアーカイブに関する
3つの方針

1. JPCOARスキーマが目指してきた標準的なスキーマへの準拠の方針を継承し、**独自項目の採用は最小限に留める**
2. デジタルアーカイブの利活用可能なメタデータ流通に**必要とされる最小限のメタデータ項目のみ新規に採用する**
3. デジタルアーカイブのメタデータ流通を鑑み、**アイテムの集合体としてのコレクション単位のメタデータ定義を導入する**

デジタルアーカイブに対応するとともに、
国際標準メタデータスキーマとの互換性は失わないようにする

対象とするデータの範囲

国内の学術機関等が取り扱うデジタルアーカイブ

…各機関でデジタル化・公開を進めてきた貴重書にあたるもの
(例: 文書、書籍、写真等のデジタルデータ)



- ・ 対象とする機関や資料を限定するわけではない
あくまで、初期段階としての範囲設定
- ・ 学術機関等のデジタルアーカイブにおいて**一般的な資料**から検討を進め、**徐々に範囲を広げていく**ことを想定

策定に向けて

～具体的な対応について～

※本スライドで示す内容は、検討中の事項の一部です。

策定に向けて①資源タイプ

「デジタルアーカイブ」あるいは「デジタルアーカイブであることを明示する語彙」は資源タイプとして採用しない

「デジタルアーカイブ」は**デジタル形式で提供される多様な情報資源の総称**で、資源タイプとは別の概念になる。

デジタルアーカイブに関する資源タイプは、
JPCOARスキーマガイドライン「資源タイプ語彙別表」から
(https://schema.irdb.nii.ac.jp/ja/resource_type_vocabulary)
原資料に基づいて語彙を選択する。

(例) 『庭訓往来』のデジタルアーカイブの場合
(東京学芸大学附属図書館 望月文庫 <http://hdl.handle.net/2309/7389>)



原資料が図書（和古書）であることから「book - 図書」を選択
<dc:type rdf:resource="http://purl.org/coar/resource_type/c_2f33">book</dc:type>

策定に向けて②ライセンス

- <jpcoar:license>を新設し、権利情報<dc:rights>から分離する

コンテンツ提供に際して、

コンテンツ自体の著作権と運用上定めるライセンスが連動しない場合が想定される。

(例) 資料自体は著作権保護期間満了であるが、CC-BY相当のライセンスを付与する場合

- ・ 保護期間満了…著作権による**保護期間が終了**している
- ・ CC-BY相当…公開機関が出典および改変の明示という**利用上の条件を設けている**

策定に向けて②ライセンス

- 新設した<jpcoar:licence>には、**メタデータやサムネイル等のライセンス情報**を記述できるようにする。

※記述にはデータ流通先や助成機関が推奨するライセンスの語彙を使用

現在のJPCOARスキーマにおける権利情報<dc:rights>は、**コンテンツに関する**様々な知的所有権（著作権等）を記述する項目となっている

→メタデータ流通、二次利用促進の観点から、
メタデータやサムネイル等の関連情報についてもライセンスを記述する必要がある

策定に向けて③コレクション情報

デジタルアーカイブが持つ、**集合体としての情報**を
コレクション単位の情報として記述できるようにする。

(例) 古い新聞コレクションのデジタルアーカイブ



画像はEuropeanaより取得 (<https://www.europeana.eu/en>)

この資料は、次のような**集合体としての情報**を持っている

- ① コレクション名
- ② コレクションが提供されているサイト名
- ③ 提供機関名
- ④ サイトURL
- ⑤ コレクションURL
- ⑥ ライセンス情報
- ⑦ コレクションの由来

…など

策定に向けて③コレクション情報

デジタルアーカイブが持つ集合体としての情報はどこに示されるか？

例えば右図の場合・・・

- ① コレクション名
- ② コレクションが提供されているサイト名
- ③ 提供機関名
- ④ サイトURL
- ⑤ コレクションURL
- ⑥ ライセンス情報
- ⑦ コレクションの由来



画像はEuropeanaより取得 (https://www.europeana.eu/en)

策定に向けて③コレクション情報

デジタルアーカイブが持つ、集合体としての情報は、
コレクションに所属するデジタルアーカイブが共通して持つ情報

⇒新たに整備する**コレクション単位のメタデータとして記述できる**ようにする

⇒個々のデジタルアーカイブのメタデータと
コレクション単位のメタデータを参照（紐づけ）することで、
集合体としての情報を表現できるようにする。

策定に向けて④

デジタルアーカイブの日付

現行のJPCOARスキーマにある日付<datacite:data>に関しては、Dataciteに準拠した形式で、詳細情報の記述ができるよう拡張を行う予定。

- ・**範囲を指定しての記述（RKMS-ISO8601形式）**

（例）「2004-03-02/2005-06-02」「1997/1998」

- ・**時刻の記述（W3Cの日付形式）**

日付と時刻をT記号で区切り、hh（時）:mm（分）:ss（秒）TZD（タイムゾーン）を記述

（例）「2022-03-01T21:28:13+09:00」

策定に向けて④

デジタルアーカイブの日付

日付の記述形式については、
ISO-8601 で規定する3 形式（YYYY-MM-DD、YYYY-MM、YYYY）
に加えて、**リテラルな記述**ができるようにする

（例）「丑乙年」「宝暦年間」「江戸後期」「18--年」など
⇒ISO-8601で規定する3形式**以外の柔軟な記述ができる**
⇒NACSIS-CAT書誌の記録内容を**そのまま転記できる**

デジタルアーカイブの日付は、**詳細な年月日が不明である場合が多い**。
現状のままだと**日付情報として記録できず**、ユーザーにも不便が生じてしまう。
リテラルな日付を記録できるようにし、データ利活用につなげるとともに、
検索項目としての将来的な活用可能性にも備える。

策定に向けて⑤部編名

多巻物のデジタルアーカイブに見られる **各巻タイトル** または **部編名** を記述できるよう、項目を追加する。

(例)

- ・『わかみとり』 わかみとり、わかたけ、うすもみち
- ・『教授細目』 高等科之部、尋常科之部

巻次 についても記述可能な項目とする。

(例)

- ・『童子教訓修身雑話』 上之巻、下之巻
- ・『習性邇言』 乾、坤

必ずしも数字では示されない
デジタルアーカイブ特有の部編名
を記述できるようにする

策定に向けて⑥IIIFマニフェストURI

IIIF(International Image Interoperability Framework)

に対応した資料について、

IIIF対応であることを明示した上で

マニフェストURIをファイル情報に記述できるようにする



国際的な画像の標準規格として、IIIFによるデジタルアーカイブの公開が国内においても広がり、メタデータとして記述できる必要性が高まっている。

メタデータにマニフェストURIを記述できるよう整備することによって、IIIF対応データの円滑な流通を促進する。

今後の予定

- 2021年度 第4四半期 JPCOARスキーマVersion 2.0策定方針の公開
- 2022年度 第2四半期 JPCOARスキーマ改訂
- 2022年度 第3四半期 IRDBシステム改修
- 2022年度 第3四半期 JaLC DOIガイドライン改訂

策定方針に関する連絡先

JPCOARスキーマガイドライン 問い合わせフォーム

<https://schema.irdb.nii.ac.jp/ja/form/contact>

ご清聴ありがとうございました。